

平成18年 所得税・住民税申告相談日程表

地区	対象地区	期日	申告会場及び受付時間	地区	対象地区	期日	申告会場及び受付時間
盛里	盛里地区	2月16日(木)	盛里地域コミュニティセンター (午前9時30分～午後4時)	下谷・三吉	下谷1～4・下谷(羽根子を除く)・引の田・上戸沢・下戸沢・玉川・サントウン玉川	3月1日(水)	いきいきプラザ都留 (午前9時30分～午後4時)
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サントウン平栗	17日(金)	宝地域コミュニティセンター (午前9時30分～午後4時)		法能・宮原・住吉・日の出・中野団地	2日(木)	
	下大幡・上大幡・高畑・サントウン宝	20日(月)		開地	開地地区・川棚・旭ヶ丘	3日(金)	市役所税務課 (午前8時30分～午後5時)
禾生	田野倉・大原・田野倉団地	21日(火)	禾生地域コミュニティセンター (午前9時30分～午後4時)	田原	田原1～4・上谷	6日(月)	
	四日市場・月見ヶ丘・富士見台・井倉・九鬼団地・井倉団地・サントウン井倉	22日(水)		上谷	上谷1～6	7日(火)	
	古川渡・小形山・川茂	23日(木)		中央・つる	中央1～4・つる1～2	8日(水)	
	東桂	十日市場・蒼竜峽団地・上夏狩・下夏狩		24日(金)	東桂地域コミュニティセンター (午前9時30分～午後4時)	つる・羽根子	つる3～5・羽根子
桂町・境		27日(月)	全地区	市内全域 (指定日に申告をしていない方)		10日(金)	
鹿留(宮下・沖・古渡)		28日(火)				13日(月)	
						14日(火)	
				15日(水)			

※申告に際しては、事前に帳簿や領収書などの集計を行ったうえでお願いします。

※指定日時にご都合の悪い方を対象に、3月3日(金)から14日(火)の間(土・日を除く)は、午後7時まで市役所税務課にて相談に応じます。

大月税務署からのお知らせ

問合せ先 大月税務署 ☎(22)3151

- 申告はご自分で書いてお早めに 納税は振替で
- 申告書は、「手引き」などを参考にして、ご自分で正しく作成し、早めに提出していただくをお願いします。提出期限間近になりますと、税務署の窓口が大変混雑しますので、申告書の提出はお早めをお願いします。
- 所得税・消費税及び地方消費税の納税には、安心・便利な口座振替をぜひご利用ください。(既に所得税の手続きがお済みの場合でも、消費税については改めて手続きが必要となります。)
- 所得税の申告と納税は、2月16日(木)から3月15日(水)です。(還付申告は2月15日以前でも受け付けています。)
- 贈与税の申告と納税は、2月1日(水)から3月15日(水)です。
- 個人事業者の消費税の申告と納税は、3月31日(金)までです。
- ◇税務署では、「申告書作成会場」を設けて記載方法のアドバイスを行っていますので、ご利用ください。
- ※駐車場が狭いので、確定申告期間中は自動車でのご来署はご遠慮ください。
- ※確定申告書の「控」に税務署の受付印の押印を希望する方は、「控」にも申告書と同様の内容をボールペンまたは万年筆で記載の上、提出用と一緒にお願いします。
- ◇申告書の提出のみの方については、郵送での提出をお願いします。なお、申告書の「控」を同封される方は、宛先を記入した返信用封筒(必ず切手を貼付)を同封してください。
- ◇大月税務署では、閉庁日(土曜・日曜・祝日)の相談及び申告書の受け付けは行っていませんが、申告書は郵

送やe-Tax(国税電子申告・納税システム)など、または税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。

- ◇口座振替をご利用される場合の振替日は、所得税が4月20日(木)、消費税及び地方消費税が4月27日(木)となります。
- ◇納期内に納付するために、納税資金の積立てをお勧めします。

◎大月税務署による個人事業者の消費税出張相談会

平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成17年分の消費税の課税事業者となります。

大月税務署では都留市役所において、次の日程で消費税の出張相談会を開催し、消費税確定申告書の作成のアドバイス及び申告書の受け付けを行います。

日 時 2月23日(木)、3月2日(木)、3月8日(水)
午前10時～正午、午後1時～4時

会 場 市役所1階税務課

○ご用意していただくもの

平成17年分「税務署から送付された申告書」、「収入金額・必要経費のわかるもの」及び「計算器具・筆記用具・印鑑」

※上記以外の日でも確定申告期間中であれば、簡易課税制度を選択している方に限り、市職員が相談を受け付けます。

◎国税庁のホームページ(確定申告書等作成コーナー)のご案内

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)には、所得税・消費税の確定申告書等を作成できるコーナーがあります。手軽に確定申告書等(所得税の確定申告書・決算書・収支内訳書・消費税の確定申告書)を作成することができ、プリントアウトしたものをそのまま税務署に提出することができますので、お気軽にご利用ください。